

平成 24 年度第 5 回天龍村農業委員会定例会

1.開催日 平成 24 年 9 月 26 日 (水) 老人福祉センター (機能訓練室)

2.出席者 委員 11 名 委員以外出席者 事務局 3 名 普及員 1 名 計 15 名

3.開会宣言 14 時 00 分

事務局長 それでは、定刻になりましたのでただいまから農業委員定例会を始めさせていただきます。

では、始めに開会宣言を職務代理からお願いします。

職務代理 農業委員会等に関わる法律第 21 条第 3 項の規定により在任委員の全員の出席を認めましたので、只今より平成 24 年度第 5 回目の天龍村農業委員会定例会を開催致します。

4.議長選出及び議事録署名人指名

事務局長 ありがとうございます。

続きまして議長の選出ですが、天龍村農業委員会会議規則第 3 条第 1 項の規定により会長が議長となりますのでよろしくお願いします。

議長 議事録の署名人の指名ですが、前回の農業委員会で議事が発生しなかったため議事録の署名人はありません。

5.協議事項

①許可不要事項について

議長 それでは協議事項に入ります。

携帯電話アンテナ設置による事業計画について事務局の説明を求めます。

事務局 はい。携帯電話アンテナ設置による事業計画についてご説明いたします。まず、資料 2 頁目をご覧ください。

申請者：(株)ソフトバンクモバイル

事業名称：PBL 天龍平岡 C 無線基地局通信設備工事

事業目的：天龍村平岡への携帯電話サービスの提供

事業計画の概要：40m アンテナ鉄塔、その他付帯設備の設置

土地権利者：〇〇 氏

土地所在：天龍村平岡 798-2

面積：970 平方メートル

地目：畑

場所については、東原 A 〇〇 氏の直ぐ隣になります。

今回設置するアンテナに関しては添付図をご覧ください。

補足としてですが、認定電気通信事業者による中継施設としての転用ということで許可不要の案件となります。また、事業計画書により農業委員会にて報告

することとなっておりますので、今回報告させて頂きました。

議長

はい。

事業予定地周辺の説明を致します。構図をご覧ください。

構図番号 810 が〇〇 氏の宅地になります。798-1 が水田になっていまして現在は農林業公社がお茶を作って管理しています。799-8 は畑、800-2 は果樹園地、811、802 はお墓になります。812-5 は〇〇 氏の畑になっています。

〇〇 氏と〇〇 氏に私自身が伺った所、(株)ワトバンクモバイルより 2 人には説明があったようで、農地に対しての影響は無いと返答があったそうです。

以上の説明に対し質問のある方は挙手にてお願い致します。

議長

事業はいつから始まりますか？

事務局

まだ、期日は定められていません。おそらく、天龍村農業委員会での報告後になると思います。

議長

はい。

委員

地目変更はしなくてもよいのですか？

事務局

変更はしなくてもいいです。au 基地局でも今回のように農地の一部を借りていますが、畑のままです。

委員

はい。

委員

管理者は誰になるのですか？

事務局

全ての土地を使用するのであれば(株)ワトバンクモバイルも良いですが、今回一部を借りるという事で土地権利者は〇〇 氏のままです。

委員

はい。

委員

近隣住民に対しての説明会等は無いのですか？

事務局長

以前、天龍村が関与して行った向方、戸口に関しては説明を行ったが、今回の件は(株)ワトバンクモバイル独自の事業という事で、近隣に対しての説明等全て事業者任せにしておりますので把握しておりませんが、業者の方で対応済みかと思えます。

議長

農業委員会として農地に影響があるものであれば承認出来かねますが、今回は近隣住民の同意も得られており、かつ農地にも影響は無いとの事です。それでは本議事に対して賛成の方は挙手にてお願い致します。

委員

全員挙手。

議長

全員一致で可決致しました。

議長

議事の可決を持って、以上で協議を終了致します。

記録者：天龍村農業委員会事務局